

令和 2 年 12 月 10 日

各 位

公益財団法人静岡市文化振興財団
理 事 長 高 木 雅 宏

令和 2 年度公益財団法人静岡市文化振興財団職員採用試験について（ご案内）

時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃より、当法人の運営につきましては、ご理解ご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、このたび当法人では、正規職員（学芸員）を同封資料のとおり募集することになりました。

つきましては、貴校の来春卒業生に周知されたくご案内申し上げます。

なお、募集要項、申込書等につきましては、静岡市文化振興財団事務局及び当法人の管理施設に備えてあります。また、ホームページよりダウンロード（12 月 10 日～令和 3 年 1 月 22 日）して使用していただくことも可能です。

記

- 1 同封資料 ・公益財団法人静岡市文化振興財団職員（学芸員）募集要項
 ・自己申告書
 ・青少年雇用情報シート

お問い合わせ先

公益財団法人静岡市文化振興財団（担当：内田・瀧浪）
静岡市葵区御幸町 4 番地の 1 アーバンネット静岡ビル 4 階
（TEL）054-255-4746 （FAX）054-653-3501

令和2年度 公益財団法人静岡市文化振興財団職員採用試験 募 集 要 項

次のとおり公益財団法人静岡市文化振興財団では令和3年度採用の職員（学芸員）を募集します。

1 職種区分、採用予定人員及び職務概要

職種区分	採用予定 人員	職 務 概 要
正規職員（学芸員） 日本史（近世史又は近現代史）	1人	(1) 静岡市が令和5年に設置する歴史文化施設に関する業務等 (2) 歴史資料等の調査研究、保管業務

2 受験資格

職種区分	受 験 資 格	
正規職員（学芸員） 日本史（近世史又は近現代史）	学歴	学校教育法による大学を卒業した人（令和3年3月卒業見込みの人を含む。）
	資格要件	昭和58年4月2日以降に生まれた人、 <u>学芸員資格を有する人</u> 、日本史を専攻し、令和3年4月1日から勤務可能な人（博物館等での実務経験があることが望ましい。） （注）学芸員資格については、令和3年3月31日までに取得見込みの場合も認めます。

欠格条項（次のいずれかに該当する人は受験できません。）

- （ア） 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む）
- （イ） 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- （ウ） その他職員として不適当と認められる者

3 試験の内容及び実施日時・会場・結果発表

（1） 正規職員（学芸員）日本史（近世史又は近現代史）

	試験内容	日 時	会 場	結 果 発 表
1次試験	書類選考	—	—	1月29日(金)に 郵便にて結果通知発送
2次試験	筆記試験 面接試験	2月13日(土)	アーバンネット静岡ビル4階	2月19日(金)に 郵便にて結果通知発送

（注）2次試験の筆記試験は、一般教養を含む専門試験（60分）と専門試験（90分）となります。

【会場のご案内】

2次試験：アーバンネット静岡ビル4階会議室　：〒420-0857　静岡市葵区御幸町4番地の1

アクセス

JR 静岡駅下車徒歩 10 分　静岡鉄道新静岡駅下車徒歩 5 分



外観



アクセスマップ
**ACCESS
MAP**

4 受験手続（申込方法）

提出書類	① 受験申込書 ※ 申込書に必要事項を記入のうえ、写真（縦4cm×横3cm）を必ず貼付してください。 ※ 写真は受験申込書提出日前3か月以内に撮影したものとします。（背景白（又は薄い色）、正面、無帽、上半身胸上でメガネをかけて受験する人はメガネをかけている写真） ※ 写真の裏面に氏名を記入のうえ、糊でしっかりと貼り付けてください。 ② 返信用封筒（長形3号 23.5cm×12cm） ※ 返信用封筒に <u>84 円切手を貼付し</u>、返信用の宛名を記入してください。 ※ 事務処理の簡素化のため、返信用の宛名の下に敬称（「様」）を記入してください。（「行き」等と記入しないこと） ③ 卒業資格証明書、成績証明書、学芸員資格証明書又は取得見込証明書、業績書 ※ <u>業績書には、卒業論文名（あれば修士、博士論文名）と現在関心のある研究領域を記載してください。</u>また、自らの研究テーマ、論文、出版物、学会発表等の研究業績や関わった展覧会、普及活動などを具体的にまとめてください。 なお、<u>主要論文（卒業論文・修士論文などの構想要旨でも可）、出版物または関わった展覧会図録、普及活動等の報告書など、業績資料を3点まで提出いただくことが可能です。</u>応募書類は返却しませんが、<u>業績資料の返却を希望する人は、着払いにて返送させていただきますので、資料に「返却希望」の旨を明記してください。</u>
申込方法	① 受付期間 令和2年12月10日（木）～令和3年1月22日（金） 下記申込み先へ直接持参するか郵送してください。（<u>郵送の場合は締切日必着。</u>） 受付時間：平日 午前8時30分から午後5時30分まで ② 申込み及び問い合わせ先 〒420-0857 静岡県静岡市葵区御幸町4番地の1 アーバンネット静岡ビル4階 公益財団法人静岡市文化振興財団 TEL：054-255-4746 / FAX：054-653-3501

（注1）受験申込書は静岡市文化振興財団ホームページからもダウンロード出来ます。

ホームページ URL ⇒ <https://www.scpf.shizuoka-city.or.jp/>

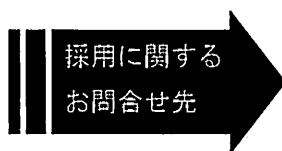
（注2）提出された書類に記載の個人情報については、当法人の採用活動業務以外には一切利用いたしません。また、これらの書類は返却いたしませんのでご了承下さい。

5 給与・労働条件等

- ① 初 任 給 当法人給与規程による（初任給は職歴に応じて加算される場合があります。）
- ② 勤 務 時 間 午前8時30分から午後10時00分のうち8時間勤務
（休日は4週8休でシフトによる。土・日・祝日勤務有）
- ③ 諸 手 当 住居手当、通勤手当、期末勤勉手当等、当法人給与規程による
- ④ 社 会 保 険 健康保険、厚生年金、労災保険、雇用保険適用
- ⑤ そ の 他 その他の労働条件については、当法人就業規則等による。（採用されるまでに当法人関係規則等が改正された場合は、その定めるところによる。）

6 配置

事務局（ただし、採用後の人事異動により配置先が変更される場合があります。）



〒420-0857

静岡県静岡市葵区御幸町4番地の1 アーバンネット静岡ビル4階
公益財団法人静岡市文化振興財団（担当：内田・瀧浪）

TEL：054-255-4746 / FAX：054-653-3501

受付時間：8:30～17:30（土・日・祝日を除く）

職員（学芸員）採用試験受験申込書

写 真 貼 付

縦4cm×横3cm

正面・上半身・脱帽で

提出日前3か月以内

に撮影したもの

フリガナ				性別	男 ・ 女
氏 名					
生年月日	(昭和・平成) 年 月 日生 (歳)				
現住所	〒 - (住所欄)				
連絡先	〒 - (現住所と同じ場合は同上としてください)				
電話番号	(自宅) (携帯)				
メールアドレス	E-mail:				
資格 免許 技能等	学芸員資格 ☐ あり (取得年月: 年 月) ☐ なし 運転免許 ☐ あり (運転状況: ☐ よくする ☐ たまにする ☐ ほとんどしない) ☐ なし その他				
性 格	(長所)				
	(短所)				
趣味 特 技					
健康状況	☐ 良 好 ☐ 不 良	(不良の場合 その状況)	扶養家族数 (配偶者を除く) 人	配偶者 ☐ 有 ☐ 無	
				上記「有」の場合の扶養義務 ☐ 有 ☐ 無	
志望動機					
自己PR	得意なこと、これまでに力を入れてきたことなどを自由に書いてください。				

学歴欄

在学期間	学校名	学部・学科（専攻課程）名	修学区分
年 月から 年 月まで		学部 学科	☐ 卒業（修了） ☐ 中退
年 月から 年 月まで		学部 学科	☐ 卒業（修了） ☐ 中退
年 月から 年 月まで		学部 学科	☐ 卒業（修了） ☐ 中退
年 月から 年 月まで		学部 学科	☐ 卒業（修了） ☐ 中退
年 月から 年 月まで		学部 学科	☐ 卒業（修了） ☐ 中退

（注 1）学歴は、高等学校から全て記入すること。

（注 2）在学期間は年号を入れること。

（注 3）学部・学科は専攻課程名まで記入すること。

職歴欄

在職期間	勤務先名	職務内容	雇用形態
年 月から 年 月まで			☐ 正規雇用 ☐ 非正規雇用
年 月から 年 月まで			☐ 正規雇用 ☐ 非正規雇用
年 月から 年 月まで			☐ 正規雇用 ☐ 非正規雇用
年 月から 年 月まで			☐ 正規雇用 ☐ 非正規雇用
年 月から 年 月まで			☐ 正規雇用 ☐ 非正規雇用
年 月から 年 月まで			☐ 正規雇用 ☐ 非正規雇用
年 月から 年 月まで			☐ 正規雇用 ☐ 非正規雇用
年 月から 年 月まで			☐ 正規雇用 ☐ 非正規雇用
年 月から 年 月まで			☐ 正規雇用 ☐ 非正規雇用

（注 1）職歴は、全て記入すること。

（注 2）在職期間は年号を入れること。

青少年雇用情報シート（企業全体での【正社員／正社員以外】に関する情報です）

※海外支店等に勤務している労働者については除外した情報となります

事業所名	公益財団法人静岡市文化振興財団	求人番号			記入日： 令和 2 年 12 月 10 日
------	-----------------	------	--	--	-----------------------

1 募集・採用に関する情報		企業全体の情報			【 】に関する情報		
①	直近3事業年度の新卒者等の採用者数	前年度 2 人	2年度前 2 人	3年度前 1 人	前年度 人	2年度前 人	3年度前 人
	直近3事業年度の新卒者等の離職者数	前年度 4 人	2年度前 6 人	3年度前 3 人	前年度 人	2年度前 人	3年度前 人
②	直近3事業年度の新卒者等の採用者数（男性）	前年度 1 人	2年度前 2 人	3年度前 1 人	前年度 人	2年度前 人	3年度前 人
	直近3事業年度の新卒者等の採用者数（女性）	前年度 1 人	2年度前 0 人	3年度前 0 人	前年度 人	2年度前 人	3年度前 人
③	平均継続勤務年数	10 年			年		
※	従業員の平均年齢 (参考値として、可能であれば記載してください。)	39 歳			歳		

2 職業能力の開発及び向上に関する取組の実施状況

①	研修の有無及びその内容	有・無	自主研修を計画的に実施するほか、外部研修へも職員を積極的に参加させております。研修内容は、組織的能力を育成するための階層別研修や実務能力を向上させる選択研修など多岐にわたります。
②	自己啓発支援の有無及びその内容	有・無	資格取得休暇制度があります。
③	メンター制度の有無	有・無	
④	キャリアコンサルティング制度の有無及びその内容	有・無	
⑤	社内検定等の制度の有無及びその内容	有・無	

3 職場への定着の促進に関する取組の実施状況

企業全体の情報		【 】に関する情報	
①	前事業年度の月平均所定外労働時間	9 時間	時間
②	前事業年度の有給休暇の平均取得日数	12.9 日	日
③	前事業年度の育児休業取得者数／出産者数	女性 6 / 2 人	男性 0 / 0 人
④	役員及び管理的地位にある者に占める女性の割合	役員 19 %	管理職 11.7 %

※ ④については、雇用形態に関わらず企業全体における割合を示しています。

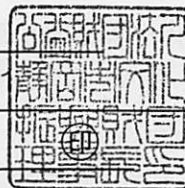
雇用保険適用事業所番号

私どもは、この求人申込みの時点において、ハローワークにおける求人不受理の対象となる求人不受理の対象のいずれにも該当いたしません。

事業所名 公益財団法人静岡市文化振興財団

事業所所在地 静岡県静岡市葵区御幸町4番地の1

代表者名 理事長 高木 雅宏



- ☒ 対象条項など、求人不受理制度の内容について厚生労働省のリーフレット『労働関係法令違反があった事業所の新卒求人は受け付けません!』（LL281226派若01）により確認し、理解しました。

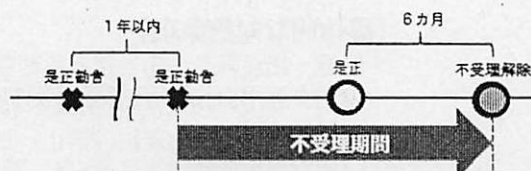
チェックシート

以下の求人不受理の対象に該当する場合は、チェック欄にシ点（「✓」）を記入してください。
なお、平成28年3月以降に以下の違反行為のうち1つでも該当する場合は、ハローワークにおける求人不受理の対象となります。

1. 労働基準法及び最低賃金法関係

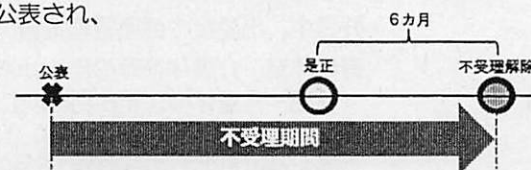
- (1) 過去1年間に2回以上同一の対象条項違反行為により、労働基準監督署から是正勧告を受け、

- ☐ a 当該違反行為を是正していない。
☐ b 是正してから6カ月が経過していない。



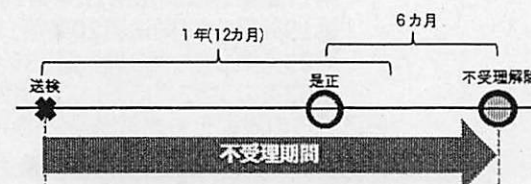
- (2) 違法な長時間労働を繰り返している企業として企業名が公表され、

- ☐ a 当該違反行為を是正していない。
☐ b 是正してから6カ月が経過していない。



- (3) 対象条項違反行為に係る事件が送検かつ公表され

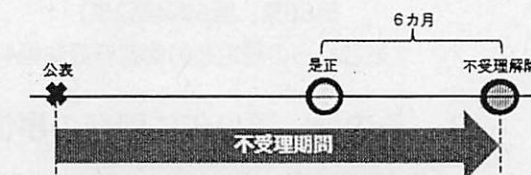
- ☐ a 当該違反行為を是正していない。
☐ b 送検後1年が経過していない。
☐ c 是正してから6カ月が経過していない。



2. 男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法関係

- (1) 対象条項違反の是正を求める勧告に従わず、企業名が公表(※)され、

- ☐ a 当該違反行為を是正していない。
☐ b 是正してから6カ月が経過していない。



※男女雇用機会均等法第30条または育児・介護休業法第56条の2の規定による。

3. 項目1及び項目2共通

- (1) 求人不受理期間中に再度同一の対象条項違反により、
①労働基準監督署による是正勧告、
②雇用均等室による助言や指導、勧告を受けており、その後、

- ☐ a 当該違反行為を是正していない。
☐ b 是正してから6カ月が経過していない。

求人不受理の対象となる規定

1. 過重労働の制限などに対する規定

長時間労働や賃金不払い残業などに関する法違反は、若者の円滑なキャリア形成に支障をきたす恐れがあるため、以下の規定を対象としています。

【具体的な対象条項】

- ・強制労働の禁止（労働基準法第5条）
- ・賃金関係（最低賃金、割増賃金等）
（労働基準法第24条、第37条第1項及び第4項、最低賃金法第4条第1項）
- ・労働時間（労働基準法第32条）
- ・休憩、休日、年次有給休暇
（労働基準法第34条、第35条第1項、第39条第1項、第2項、第5項及び第7項）

※これらの規定を労働者派遣法第44条(第4項を除く。)の規定により適用する場合を含む。

2. 性別や仕事と育児などの両立などに関する規定

性別や仕事と育児などの両立を理由とした不適切な取扱いがなされる場合は、若者の継続就業が困難となることがあるため、以下の規定を対象としています。

【具体的な対象条項】

- ・妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いの禁止等
（男女雇用機会均等法第9条第1項～第3項、第11条の2第1項）
- ・性別を理由とする差別の禁止、セクハラ等
（男女雇用機会均等法第5条、第6条、第7条、第11条第1項）
- ・妊娠中、出産後の健康管理措置（男女雇用機会均等法第12条、第13条第1項）
- ・育児休業、介護休業等の申出があった場合の義務、不利益取扱いの禁止等
（育児・介護休業法第6条第1項、第10条(同法第16条、第16条の4、第16条の7において準用する場合を含む。)、第12条第1項、第16条の3第1項、第16条の6第1項、第16条の8第1項(同法第16条の9第1項において準用する場合を含む。)、第16条の10、第17条第1項(同法第18条第1項において準用する場合を含む。)、第18条の2、第19条第1項(同法第20条第1項において準用する場合を含む。)、第20条の2、第23条第1項～第3項、第23条の2、第25条、第26条、第52条の4第2項(同法第52条の5第2項において準用する場合を含む。))

※これらの規定を労働者派遣法第47条の3の規定により適用する場合を含む。

- ・男女同一賃金の原則（労働基準法第4条）
- ・妊産婦の坑内業務の制限等
（労働基準法第64条の2(第1号に係る部分に限る)、第64条の3第1項、第65条、第66条、第67条第2項)

※これらの規定を労働者派遣法第44条(第4項を除く。)の規定により適用する場合を含む。

3. その他、青少年に固有の事情を背景とする課題に関する規定

新卒採用においては、募集から採用・就業までの期間が長く、募集段階から労働条件に変更が生じやすいことから、就業前に労働条件を確認することが重要であるため、労働契約締結時の労働条件の明示規定を対象としています。また、年少者に関する労働基準の規定も対象としています。

【具体的な対象条項】

- ・労働条件の明示（労働基準法第15条第1項及び第3項）
- ・年少者に関する労働基準
（労働基準法第56条第1項、第61条第1項、第62条第1項及び第2項、第63条）

※これらの規定を労働者派遣法第44条(第4項を除く。)の規定により適用する場合を含む。